

高圧ガス漏えい事故発生時における警察措置について (通達)

昭和 50 年 1 月 30 日

熊保第 271 号

〔沿革〕 平成 11 年 3 月熊生保甲第 386 号、15 年 11 月熊生保第 2040 号改正

最近における各種高圧ガスの普及徹底は、めざましいものがあるが、都市の過密化、道路交通事情の悪化等の諸条件は、高圧ガス事業所や、高圧ガス輸送車によるガス漏えい事故が大規模な爆発、中毒事故に発展する可能性が極めて高い要因となっている。

このような現状にかんがみ、昭和 48 年 9 月 22 日九州地区高圧ガス防災協議会熊本支部が結成され、地域内の高圧ガス輸送車にかかわる災害の発生及び災害拡大の防止を図るため、別添 1 のとおり「高圧ガス防災活動実施要領」(以下「実施要領」という。)が定められた。

これに基づき、次のとおり高圧ガス漏えい事故措置要領を定めたので、各部署においては、有事即応の体制確保に遺憾のないように努められたい。

高圧ガス漏えい事故措置要領

第 1 高圧ガス輸送車によるガス漏えい事故の場合

1 事故発生時の措置

事故発生時における

発生報告

通信指令室長の措置

所轄警察署長の措置

については、「突発重大事故発生における初動措置要綱」(昭和 49 年 11 月 30 日熊警第 2212 号、熊捜一第 7501 号、熊備第 1867 号、熊交指第 2063 号)に定める初動措置に準じて行うほか、次の要領により実施するものとする。

(1) 防災事業所に対する要請

ガス漏えい事故の急訴を受けた通信指令室長又は警察署長が防災協力事業所(以下「防災事業所」という。)の応援隊の派遣を求めるときは、次のことに配慮すること。

ア 漏えいガスの種類により防災事業所のガス区分に応じた最寄りの事業所に対して行うこと。

イ 漏えいガスが別添 2 の「防災協力事業所名簿」のいずれの防災事業所にも属されない時は、毒性又は可燃性の別をきき同表のガス区分に応じた事業所に通報すること。

(例.....混合ガスは可燃性)

ウ 防災事業所から事故現場までの距離等から勘案し、防災事業所の応援隊の現場到着時間が県内事業所より県外事業所に依頼した方が適切であると認めるときは、当該事業所に出動を要請すること。(現在のところ、塩素、アンモニア、酸素ガスの漏えい事故が県内城北地域で発生した場合に、県内で最も近い事業所は、八代市の日本製紙(株)八代工場(塩素)、水俣市のチッソ(株)水俣本部(アンモニア)及び宇土市の日本合成化学工業(株)熊本事業所(酸素)であることから隣接県の大牟田市内の三井化学(株)大牟田工場が近くにある関係で、防災協議会では事故時の出動要請について協議し、これを了解済みである。)

エ 防災事業所への連絡は、次の事項について行うこと。

- (ア) 事故発生日時
- (イ) 事故発生場所
- (ウ) タンクローリー又は一般貨物車両の別
- (エ) 漏えいガスの種類及び漏えいの箇所

オ 現場に出動する防災事業所応援隊の車両は、パトカーで誘導すること。

(2) 現場における警察官の措置

ア 可燃性ガスによる漏えい事故の場合

(ア) 現場臨場は風上から接近すること。

(イ) 危険区域の設定

危険区域の設定は、移動監視者(タンクローリーの場合は乗車義務がある。)又は防災事業所から派遣された応援隊及び消防機関と協議のうえ、速やかに設定すること。

なお、設定に当たっては、なるべく広く風下ほど広範囲に行うこと。

(ウ) 危険区域及びその周辺での火気の使用禁止

(エ) 危険区域内への人車の通行禁止

(オ) 危険区域内に鉄道路線がある場合は、最寄りの駅に通報し、列車の通過を禁止させること。

(カ) 事故車両の移動

住宅密集地又は火気を取り扱う場所附近において発生した場合であって、附近に広大な空地がある場合においては、速やかに当該場所へ事故車両を移動させること。

なお、ガスの漏えいが著しいときは、危険区域の範囲を拡大し、車両排気による爆発が考えられるので前記関係者と協議し、その判

断を誤らないようにすること。

(キ) 危険区域住民の避難誘導

ガスの漏えい拡散が激しいときは、危険区域内の全住民を無条件で避難誘導して安全な場所へ退避させること。

A 避難誘導は、応援隊及び消防機関の責任者と現場警察官とで協議のうえ、警察署長に報告し、その指揮のもとに実施すること。

B 夜間の避難誘導に当たっては、火気に十分注意し懐中電燈以外の燈火を使用させないこと。

C 避難誘導に当たっては、風上の方向に誘導するとともに、ガスの臭気、風向等により、ガスの拡散状態に注意すること。

(ク) 避難等の解除

A 人車の通行禁止及び避難等の措置を解除するに当たっては、防災事業所応援隊の意見を尊重し、十分安全性を確認して行うこと。

B 可燃性及び毒性ガスの中には、空気よりも比重の重いガスが側溝や隔壁などに滞留している場合があるので、ガスの検知はガスの漏えい箇所にとどまらず、風下については、相当広範囲にわたり実施させること。

C 火気の使用禁止の解除は、避難の解除から1時間を経過した後に行うこと。

イ 毒性ガスによる漏えい事故の場合

前記(1)可燃性ガスの場合の措置によるほか、毒性ガス漏えい時の避難に当たっては、水を湿したタオル等を用意し、口鼻を覆いガスを吸引しないように配慮すること。

(3) 広報活動

ア 広報実施区域

現場広報実施区域については、消防機関及び防災事業所応援隊等と協議のうえ決定すること。

イ 広報事項

(ア) ガス漏えい事故の発生日時、場所及び事故状況

(イ) 火気の使用禁止の徹底

(ウ) ガスの流動方向1(風向)と爆発又は中毒の危険性の告知

(エ) 避難すべき区域と避難場所及びその経路

(オ) 避難に際しての注意

A 戸締り

B 火気の消火と電源の切断

C 避難途中における喫煙禁止

D 毒性ガスの場合は湿タオルの携帯と使用方法

ウ 広報の方法

- (ア) パトカー又は広報車により現場広報を実施する。
- (イ) 有線放送の活用
- (ウ) 必要によっては、ラジオ、テレビ等の報道機関を活用する。

2 現場活動上の留意事項

(1) 防災事業所応援隊の意見尊重

危険区域の設定又は住民の避難及びこれらの解除等に際しては、移動監視者又は防災事業所派遣の応援隊の意見を尊重すること。

(2) 応援隊員の識別

現場で防災活動に従事する応援隊員の識別は次のとおりである。

ア 自動車に掲示する標識旗

標識旗図 略

【図内文字】55 cm 41 cm 九州地区高圧ガス防災協議会 防災指定
事業所名 黄地 黒字 イ 腕章 9 cm 九州地区高圧ガス防災協議会 防
災指定 事業所名 黄地 黒字

ウ ヘルメット

ヘルメットは黄色で、正面に前記マークを記入し、一本線（夜間塗料）は班員を、2本線は班長を示す。

(3) 現場活動上の心得

- ア マッチ、ライター等の発火性のものは、携帯しないこと。
- イ 鋏底の靴は着用しないこと。
- ウ 危険区域内は、爆発又は中毒の危険があるので、みだりに危険区域への立入りを慎むこと。
- エ 毒性ガスの場合は、空気呼吸器着用者以外は立ち入らないこと。
- オ 写真撮影用のフラッシュを使用しないこと。
- カ 危険区域内での無線機は、UW7A型携帯無線機以外は使用しないこと。

なお、スイッチの接断は、危険区域外でセットすること。

キ ガス漏えい中の車両の機器をみだりに触れないこと。

ク 警察車両の立入りであっても、原則として消防自動車の停止位置より中に入らないこと。

ケ LPガス（プロパンガス等）1リットル（0.5キログラム）が気化すると約250リットルのガス体となる。

仮に7トン積タンクローリーに満たんされているLPガスが流出したとすると気化して約3500立方メートルのガス体となり、更に空気(酸

素)と混合して爆発限界(空気中に1.5～9.5パーセント)に達するのであるがこれが空気中に5パーセントの混合比で拡散した場合を想定すると約7万立方メートルが爆発寸前のガス体になっていることになる。

この7万立方メートルのガスが高さ2メートルに広がると仮定した場合、約190メートル四方の範囲に及び、もし、中心点から引火爆発したときは、約2.0秒前後で四方に火災が伝播し、一面が火の海と化することになるので、これを防止するには、附近の火気使用禁止が唯一のきめ手であり、しかも急を要するものである。(前記のようなガスの拡散状況は、無風状態で、しかもガスが周囲を均等に拡散した場合を想定したものであるが、実際には風速(風向)やガスの漏出量及び季節(温度差)あるいは現場の地物、地理的な状況等により変化があるので危険区域の設定に当たっては、前記の状況を考慮して風下ほど広範囲に行う必要がある。)

なお、LPガス以外のガスの特性等は別添3を参考にすること。

第2 高圧ガス事業所によるガス漏えい事故の場合

高圧ガス製造所(充てん所等)の貯槽タンク等から、ガス漏えい事故が発生した場合は、前記第1「高圧ガス輸送車によるガス漏えい事故の場合」に準じて措置するが、別添1の「実施要領」は、現在のところ高圧ガス輸送車両を対象としたものであるから、事故発生事業所から事故発生の急訴を受けた通信指令室長又は警察署長は、防災事業所に対する出動要請の要否を聞き、出動要請があった場合は、前記第1の1、事故発生時の措置の(1)防災事業所に対する出動要請に準じて応援隊の派遣を求め、応援隊の協力のもとに現場活動を実施させること。

なお、応援隊の派遣を必要としない場合は、事故発生事業所における作業主任者又は取扱主任者について、前記防災活動上の意見を求めながら警察措置を実施すること。

別添・別表(略)